

「日の丸・君が代」強制反対、不起立処分を撤回させる 大阪ネットワークニュース

日、教育振興室長名で
昨年9月の卒業式の際に
に出したとほぼ同趣旨
の「平成25年度卒業式
及び平成26年度入学式
の実施について（通知）」
並びに別添・別紙を、
府立学校長・准校長に
メールで送りつけました。
た。本来であれば校長会を開くべき所を、昨
年12月27日の校長会の
際に、何らの決済も受け
ていらない文書を示して
校長には周知したと
いうのです。いわゆる
「口元チエック」を徹
底する「通知」をこん
な形で発出し、教職員
を処分するような権力
主義的なやり方は到底
許されるものではありません。

市民、教職員の
にする府教

戸をないがしろ 安に即座に抗議

よれば、「校長・準校長限り(QA)」においては、教育委員会と
校長・准校長の認識だが、現認の補助的な役割を
首席等に与えることは可能。ただし、内での最終的な起立
斉唱の判断は管理職行うものとする。」
私たちは「通知」
対して以下のようないます。

眞に その命を受け
一定の校務を整理し、
生徒の教育をつかさど
る」を根拠として「現
認を行うことは可能」
(府教委回答)として
います。しかしこの規
定からしても処分の直
接の根拠となる現認行
為そのものを、管理職
ではない首席が行うこ
とはありえません。ま
して「主査」について
は何らの法的根拠も示
し得ませんでした。

私たちが「口元チエック」
通知に反対する理由

通知に反対する理由

大阪府教委は「口元チェック」通知を撤回せよ

を撤回せよ

していることが明らかになりました。府教委は大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則第22条の5の「首席は、校長の学校運営を

一昨年の不起立に対する戒告処分について不服申立てを行つて、二年近くになります。停滞していた審理が弁護団からの要請でようやく動き始め、1月16日に第1回口頭審理を迎えることができました。冒頭陳述の文章は、今回の人事委員会審理の争点が自分でもきちんと整理できておらず、何をどう書いて良いかわからないまま、三輪弁護士・小谷弁護士に励ましていただきて、直前に何とか書き上げました。まとまりのないものになってしまいましたが、自分の気持ちを少し表せるものにはなつたかと思つています。当日、傍聴いただいた皆さん、本当にありがとうございました。

がどんな人物がわかりませんが、卒業生や同僚を2名ずつ、他に例の府議を証人として申請したのですが、卒業生・同僚各1名のしか認めませんでした。私の場合は、処分者側との間で事実関係について争っている部分はほとんどないのですが、必要がないという判断ながらもれませんが、あと2回の口頭審理を予定しているのですから時間的な余裕は十分あるはずで、審理を簡単にすませてしまいたいという意識がはたらいているような気がして非常に残念です。

とずっと一緒に生徒達と関わって下さった方です。私の対教員・対生徒との仕事ぶりなど話を聞いていただきました。無論、ウソにならない程度に持ち上げてお話しして下さるので面映ゆくはありました。が、出てくるエピソードに当時のことが思い出され、少ししんみりしてしまいました。特に、なぜ証人として審理に出ることを引き受けたかという部分では言葉に詰まりながら、私の無念さを思つて：と答えて下さいました私も思わず歯を噛みしめました。私たちの教育活動は長い時間をかけ、全人格的なふれあいの中で行われます。その中でほんの一瞬のしかも私たちの目指してきた教育とはかけ離れた「日の丸・君が代」

をしてきた彼女自身の無念さでもあつたのだと思ひます。卒業式の「君が代」に起立してゐる人たちにも、こんなことはおかしいと思うてゐる方はたくさんあります。彼女は異議申し立てをするエネルギーを生徒に對して使おうと思つたと語られていましたが、今の状況ではそう考へていかないともやつていられないとも言えるでしょう。そんな思いを持つ多くの人たちの力を集めるような活動を、これからも続けていきたいと思います。

「不適切な（？）ビデオの配付は認めない」、とも書いています。今は口元チェックの通りも出ており、教員にとってはさらに圧迫感の増す卒業式になってしまいます。ですが、教育委員会や管理職の横暴を許さず、生徒のための卒業式を取り戻せるよう闘いましょう。

● 菅さん大阪府人事委員会第3回口頭審理 14時～、大阪府咲洲庁舎29階。元同僚1人の証言、本人尋問。

● 梅原さん大阪府人事委員会第2回口頭審理 14時～、大阪府咲洲庁舎29階。芦間高校の卒業生の証言。

● 第14回山田さんを支える会 14時～、高根市民会館206号室。箕面忠魂碑訴訟原告・佳子さんのお話「忠魂碑・靖国・天皇制について伝えたいこと」。主催；山田さんを支える市民の会

【集会等案内 2

- 【集会等案内】

- 2

- 第14回 山田さん

- んを支

同僚の真摯な証言に感謝

梅原縣

の問題で私が処分されることのばかばかしさを嘆かれたのです。それは、私の無念さでもあると共に、一皆こ土事

に国歌について生徒指導することを記しています。また、昨年、ラをまいて抗議したことに対して、つづつ

● 勵者連絡会・豊中・北
委員会第1回口頭審理
3月3日(月)
撰。

今回の審理の中で校長の口から休みの職員に「職務命令は出せません」との発言や研修後に意向確認書が提出された事実、校長評価がSで、勤務実績も良好との発言を引き出せたことは成果といえます。しかし校長は、職員席での行動は「職務を遂行している」行為であるとの判断を示し、着席は「職務命令」(1・17教育長通達)に反するとして、戒告处分を発した府教委の立場も擁護しました。

任用審査会で事実が隠されたまま審査がなされたことを明らかにし、処分の撤回と再任用の更新を訴えていきます。次の審査会は2月25日（火）10時（於・咲洲庁舎）です。ご支援よろしくお願ひします。

第1回目の公開口頭審理を終えて 平和

2年かかりでやつと公開の口頭審理が開かれました。

る尋問が行われる早期の職場復帰の要請をしてくれる予定です。本人尋問では、戒告処分

でもデツチ挙げるといふのでしよう。私が意向確認書を提出した事実が審査結果に全く記載されていないことに、人事委員会でさえこれを疑問とし、「提出があつたのかどうか」と府教委をしたのか」と府教委に求釈明を提出しました。この一事をみても、私に対する再任用審査が如何にデタラメであつたかを物語っています。さらに、驚かされたのは、人事委員会の疑問に対する府教委の回答です。「『意向確認書』を提出したことを考慮したとしても」「申立人の心底からの真意を表したものかどうか判

ほど勝手な思いこみと
独断にもとづいて、今
回の処分を行つては
かを暴露しています。
また府教委が審査会を
軽視していることや審
査会を府教委の思いの
ままに操ろうとする作
為があつたことをも意味
しています。「全体
の奉仕者」としてふさ
わしくない非違行為を
しているのは、府教委
自身であつたのではな
いでしょうか。

「日の丸・君が代」の強制は、子どもたちをマインドコントロールし、“忠君愛国”の精神を叩き込み、「お国のためになら、命も捧げる」という青年たちを育てた戦前の教育へと行き着くのです。今までに、国定教科書造りや「道徳教育の教科化」そして、教育委員会制度の改悪など、国家が直接、教育に介入する攻撃が行われつづります。こうしたなかで、教師の思いや信念の表現、あるいは抗いはますます困難になっていきます。愛国少年・少女づくりに反対する闘いは、もはや教育労働者だけの課題ではなくなつ

● 奥野さん第3回弁論 16時、大阪地裁 809号 法廷。

● 第13回山田さんを支える会 2月22日(土) 14時、高槻市民会館 206号室(阪急高槻駅から171号線をこえ南へ5分)。趙博さん(パギyan)のライブ&トークー不服従を讀えてー歌と語りの数々。主催:山田さんを支える市民の会。

● 菅さん大阪府人事委員会第2回口頭審理(予定) 2月25日(火) 10時、大阪府咲洲庁舎29階(三ユートラム「トレードセンター前」下車3分)。元同僚2人の証言。

内心的自由を侵害するもの。2009年9月9日の大阪高裁判決に違反し、憲法19条「思想・良心の自由」に違反する。②府教委が「君が代」起立斉唱の根拠法令・通知にあげる「国旗・国歌法」や学習指導要領はそもそも「君が代」起立斉唱を義務としていない。さらに大阪府の「君が代」起立斉唱条例は、最高裁学テ判決の「教育内容への国家的介入の抑制法理」に反し、憲法19条や憲法21条「表現の自由」にも反する。③通知の「実施状況について報告する」内容の例示として、別紙3には職・名称と共に「起立していたが不斉唱」等と示されていいる。これは大阪府の個人情報保護条例第7条5で収集してはならない情報としてあげられ

る「思想・信仰」その他の心身に関する基本的な個人情報」にあたり、同条例に違反する。
④通知のいう「各職員の起立または齊唱行為を総合的に現認」する体制とは、教職員相互の、生徒、保護者、来賓の議員等の「通報・情報提供」という「廣告」体制、相互監視体制を作るもの。これが職場の協働性・集団性を破壊し、相互不信を作り出すことは明らか。このような中で、子どもたちが自主的で自由かつ独立の人格として発達できるわけがない。
⑤齊唱チエックによつて不本意ながらも起立している教職員に対してさらに大きな精神的苦痛を与えることになる。これはいわば上司によるパワーハラストメントにあたり、労働安全衛生法3条の「事業者は・・・労働者の安全と健康を確保しなければならない」に違

る通達、校長・准校長による職務命令は、労働条件の重大な変更を伴うにもかかわらず組合との交渉を拒否しているのだから、労組法適用教職員にあっては労組法に、地公法適用教職員にあっては地方公務員法に違反している

避感、違和感を抱く教職員に対しても、ある特定の思想・世界観を持つているからと、差別的な待遇（齊唱チエック、処分など）をすることになる。これは法律の下の平等を定めた憲法14条に違反する。等々。

はこれまで渋々起立だけはしておこうとした教職員が口を開けて、声に出して「君が代」を歌わざるをえない状況が作り出されてしまふことです。これまでからそうでしたが、少しでも不起立・不齊唱と判断される教職員は式場外の勤務を命じられています。「君が代」起立斉唱が当然の状態が目の前に現れます。子どもたちは起立斉唱を無条件に正しいものだと信じ込まれ、起立斉唱時の直立不動による緊張と「静寂さ、厳肅さ」は「君が代」の歌詞とあいまつて、天皇制のカリスマ性を一層増大させるでしょう。「感情の共同体」の一体性が生み出されるのです。教職員への攻撃が、次に保護者、子どもたちに向かつていることは明らかです。すでに保護者や子どもたちが起立斉唱時に座つてしまい、退席できたり、

りする雰囲気はもはや失われつつあるのです。「口元チェック」通知による教職員処分や子どもたちへの「君が代」強制を許すな！

会員になって下さい
大阪ネットワークの会員になって皆さんの力で運動を支えてください。

年会費 個人2000円 団体3000円
振込先(郵貯) 00950-0-302981
口座名 「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット

「口元チエック」通知による教職員処分、

による教職員処分
たちへの

会員になって下さい
大阪ネットワークの会員になって皆さんの力で
運動を支えてください。

年会費 個人2000円 団体3000円
振込先(郵貯) 00950-0-302981
口座名 「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット